

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|----------------------------------|-------------|----------|
| 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第35条第4項及び第5項 | 児童福祉施設の設置認可 | 子育てあんしん課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

(1) 当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合

ア 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年条例第 56 号）（保育所に係るものに限る。以下同じ。）に適合すること。

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる基準に該当しないこと。

(2) 当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人以外の者である場合

ア 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例に適合すること。

イ 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

ウ 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。

エ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

オ 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。

2 標準処理期間は、30 日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。